審査基準（遊漁規則の認可）

１　漁業法（昭和２４年法律第２６７号。以下「法」という。）第１７０条第２項及び法施行規則第５７条に規定する、遊漁規則に定めるべき事項が規定されていること。

　　（遊漁規則等に定めるべき事項）

①遊漁についての制限の範囲

②遊漁料の額及びその納付の方法

③遊漁承認証に関する事項

④遊漁に際し守るべき事項

⑤漁場監視員に関する事項

⑥違反者に対する措置に関する事項

２　水産業協同組合法（昭和２３年法律第２４２号。以下「組合法」という。）第４８条第１項第９号（組合法第５２条第６項に規定する総代会によるものも含む。）に規定する決議又は総会の部会において組合法第５１条の２第１項の規定に基づく決議が行われていること。

３　法第１７０条第５項各号に規定する内容に該当すること。なお、各号に該当するかどうかの判断は、令和４年７月２６日４水管第１１６７号水産庁長官通知「遊漁規則の作成及び認可について」の第５の３（１）及び（２）による。

（法第１７０条第５項各号）

①遊漁を不当に制限するものでないこと。

②遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること

４　鳥取県漁業調整規則等の法令に違反した内容が規定されていないこと。